

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

十勝・イノベーション・エコシステム推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

帯広市並びに北海道河東郡士幌町及び上士幌町、上川郡清水町、河西郡芽室町及び中札内村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町

3 地域再生計画の区域

帯広市並びに北海道河東郡士幌町及び上士幌町、上川郡清水町、河西郡芽室町及び中札内村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

北海道十勝は、基幹産業である農林水産業と関連産業の密接な結びつきのもと、我が国の食料供給基地として発展してきた地域である。近年では、農林水産業の成長産業化や食の付加価値向上、地域の魅力発信を柱に、地域成長戦略「フードバレーと勝ち」に取り組み、食の海外展開、健康機能性食品の開発、バイオマス資源の活用、体験・滞在型観光の推進など、新たなビジネス機会を拡大してきたところである。

一方、本地域は、豊富な農林水産物が域内で高度加工されず、付加価値が域外に流出する弱みを抱えている。また、若年者にとって魅力的な「しごと」が少なく、雇用のミスマッチや札幌圏・東京圏への転出超過が続き、人手不足が深刻化しつつある。こうした中で、将来にわたり持続的に発展する活力ある地域づくりを進めるには、創業・起業を促進し、「稼ぐ力」の向上や若年者の地元定着につなげ、地域経済の好循環を生み出していく必要がある。

管内における創業・起業の現状を見ると、帯広市で新設事業所が廃業事業所を上回るなど、圏域全体として事業所数及び従業者数は増加傾向にある一方、創業比率は全国・全道平均を下回っている状況にある。その要因としては、農林水産業を中心とした安定的な地域経済構造、ロールモデルとなる成功事例の少なさ、域内を中心とした同質性の高い人的ネットワーク、専門スキルを備えた支援人材の不足、一貫した支援体制の欠如などにより、敢えてリスクをとろうとする人材が生まれにくく、また、チャレンジ人材を創業・起業に至るまで継続的にサポートできていないことが挙げられる。

こうした課題を踏まえ、地域で燻ぶっている人材に対し域外の革新的な

経営者との触発の機会等を提供し、果敢にリスクを取る「火の玉人材」へと育て上げるとともに、産学官金が連携した総合的な支援体制を整備することで、イノベーションを創発し、創業・起業に結びつける「十勝・イノベーション・エコシステム」の構築に取り組む。

4-2 地域再生計画の数値目標

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
創業・起業件数（件）	40	45	50	55	60
創業・起業支援件数 （件）	120	130	150	170	180
創業・起業人材育成プロ グラム修了者数（人）	36	36	36	36	36

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本地域再生計画においては、産学官金が連携し、起業候補者の発掘・育成、新たな事業構想の創発、事業計画のブラッシュアップ及び事業化を一貫して支援するワンストップ型の創業・起業支援システムの構築に取り組む。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

帯広市並びに北海道河東郡士幌町及び上士幌町、上川郡清水町、河西郡芽室町及び中札内村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町

2 事業の名称及び内容：十勝・イノベーション・エコシステム推進事業

(1) 事業創発の促進

地方創生加速化交付金を活用して実施する下記3事業について、内容の改善を加えつつ、企画・運営主体を域外の専門家から地元の産業支援機関等へ徐々にシフトさせ、将来にわたり地域が主体的に事業創発を促進できるノウハウを蓄積する。

- ・ 起業マインドの醸成と地域産業の理解促進を図る「起業家育成」
- ・ 地域内外の人材の相互触発により新たな事業構想を創発する「とかち・イノベーション・プログラム」

- ・ 専門家による事業計画等のブラッシュアップを進める「事業計画高付加価値化」

(2) プラットフォーム整備

地方創生加速化交付金を活用しコーディネーター配置等を行う「総合コーディネート機能整備」について、創業・起業のワンストップ支援窓口として運用するため、機能面・体制面からの支援システムの詳細設計、事業化支援の試行・検証、将来的な自走に向けた自主財源の創出等を推進する。

- ・ ワンストップ支援システムの支援機能の整理や支援人材データベース構築、事業化支援の試行・検証等を行う「トカチ・コネクション」
- ・ ワンストップ支援システムの中核を担う（公財）とかち財団の体制整備を行う「総合コーディネート機能整備」

3 当該事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

自治体及び地域金融機関の負担に加え、事業化支援サービスに対する対価の徴収や、先輩起業家等の協賛金の募集を行う。同時に、「起業家育成」「とかち・イノベーション・プログラム」等について、域外の専門家への依存度を徐々に低下させ事業費を縮減し、自立性向上につなげる（自立化のロードマップは別添資料4のとおり。現時点では、自主財源比率約40%（A案）から100%（B案）までの間に収束するものと想定している）。

【官民協働】

公設試験研究・産業支援機関として地元事業者や他の支援機関等と幅広いネットワークを持つ（公財）とかち財団を窓口とすることで、産学官金連携による実効性の高いワンストップ支援体制を効率的に構築する。

創業・起業を通じた融資先の創出等により将来的な収益増加が見込まれる地元金融機関が、先行投資として一部事業に負担金を拠出するスキームを採用する。

創業・起業支援のノウハウ不足を補うため、事業の企画・運営に域外の専門家の協力を得るとともに、地元支援機関等の役割を徐々に拡大し、ノウハウの蓄積を図る。

【地域間連携】

管内10町村は、帯広市及び支援機関と共同でワンストップ支援システムの構築等に取り組むほか、各自治体の制度等を活用して個別案件の事業化支援を進めることにより、地域の実情に即した特色あるビジ

ネスを創発し、十勝圏域全体として多様で厚みのある地域産業の形成と好循環につなげる。

【政策間連携】

交付対象事業の実施により創業・起業を支援し、新たなしごとの創出を図るとともに、持続可能で特色ある地域産業の形成、十勝への移住促進や学生の地元定着、ビジネス的手法を活用した地域課題解決方策の創発とまちづくりの新たな担い手育成に結びつけることを目指す。

【その他の先導性】

(ア) 事業実施主体の形成

野村総合研究所の「100人の革新者プロジェクト」や「ワンストップ支援システム」による人脈をメンターとして活用し事業化支援することで起業家人材を育成する。さらに育成された起業家人材を後進の起業家人材のメンターとして活用することで更なる起業家人材の育成を図る。

ワンストップ支援システムを構築していくうえで整備する人材データベースによる人脈の形成によりコーディネーター人材の育成を図る。

(イ) 国の総合戦略における政策5原則等

食・農業などの地域の強みを活用し（地域性）、創業・起業を促進することで、新たな仕事と雇用の創出につなげるほか、起業家が起業家を惹きつける好循環を通し、ひとの流れの創出に結び付ける（直接性）。また、支援制度を用意して案件が出てくるのを待つのではなく、起業候補者の発掘・育成や事業構想の検討支援を通し案件の創造そのものに関与すること、さらに、異業種の人材の掛け合わせや域外の起業家との触発を通してイノベーションを生み出す「混血型」の事業創発手法に特長がある（新規性）。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
創業・起業件数（件）	40	45	50	55	60
創業・起業支援件数 （件）	120	130	150	170	180
創業・起業人材育成プロ グラム修了者数（人）	36	36	36	36	36

5 評価の方法、時期及び体制

市町村毎に、産学官金労言と地域住民により構成した外部組織において、毎年度末に進捗状況や目標達成状況について報告し、検証・改善のための議論を行う。

検証結果については各市町村の広報誌やホームページを通じて公表する。

6 交付対象事業に要する費用

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 324,600 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成33年3月31日（5ヶ年）

8 その他必要な事項

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

① 地方公共団体独自の取り組み

(1) 地方創生加速化交付金（広域連携事業）

民間主導の「とかち・イノベーション・プログラム」を中心に事業創発促進を更に強化するため、以下の取り組みを産学官金労言で連携し、事業創発を継続的に生み出し続ける、十勝・イノベーション・エコシステムの構築を目指す。

(ア) 事業創発促進

1. 起業家育成

事業主体：帯広市

事業期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

2. とかち・イノベーション・プログラム

事業主体：帯広信用金庫

事業期間：平成27年4月1日～平成29年3月31日

3. 事業計画高付加価値化

事業主体：帯広市

事業期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

(イ) プラットフォーム整備

1. 総合コーディネート機能整備

事業主体：帯広市

事業期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

(2) 帯広市

<制度融資>

市内の創業希望者を対象とし、創業に必要とする設備・運転資金を低利・長期で供給する。

事業主体：帯広市

事業期間：平成 28 年 1 月 1 日～

<十勝人チャレンジ支援事業>

民間の出資により、十勝で農林漁業・商工業等に従事している人を対象に、国内外の先進地における調査研究を支援する。

事業主体：フードバレーとかち推進協議会

事業期間：平成 25 年 4 月 1 日～

(3) 河東郡士幌町

<商工業新規創業支援事業>

町内で新規創業を行った商工業者を対象に、新規開業に関わる広告宣伝費や新規創業に必要な経費の一部を助成する。

事業主体：士幌町

事業期間：平成 24 年 4 月 1 日～

<商店街空き店舗対策事業>

町内の空き店舗を活用して事業を開始する個人又は会社を対象とし、開業に要した経費の一部を助成する。

事業主体：士幌町

事業期間：平成 28 年 4 月 1 日～

(4) 河東郡上士幌町

<農林商工等連携・ビジネス創出促進事業補助金>

町内にある農林畜産物等の豊富な地域資源を活用し、付加価値の高い新たな商品やサービスの開発、販路開拓など新たな事業の進出や起業・新分野進出の取り組みを促進し、地域経済の活性化に資することを目的に、各事業区分の内、ハード事業に関して補助する。

事業主体：上士幌町

事業期間：平成 28 年 1 月 1 日～

(5) 上川郡清水町

<起業・雇用促進補助金>

起業立地促進条例の助成要件に到達しない小規模な工房等を想定した起業を対象とする起業支援補助、雇用助成を行う。

<新規開店者・空き店舗活用開店者支援事業補助金>

清水町の対象地域内において、新規開店又は、空き地等の取得、空き店舗等を有効活用して新規開店しようとする小売・飲食・サービス業等の事業者に対し、費用の一部を補助する。なお、店舗建築又は、店舗改修工事については、町内建築業者が施行する工事を対象とする。

事業主体：清水町

事業期間：平成28年1月1日～

(6) 河西郡芽室町

<制度融資>

町制度融資を活用し、創業に必要となる設備・運転資金を供給する。

事業主体：芽室町

事業期間：平成27年10月1日～

(7) 河西郡中札内村

<制度融資>

村内の創業希望者を対象とし、創業に必要とする設備・運転資金の貸し付けにかかる利子の一部を補給する。

事業主体：中札内村

事業期間：平成28年1月1日～

<空き店舗活用事業補助金>

村内の空き店舗を活用して創業を目指す個人又は法人を対象とし、創業に要した経費の一部を交付する。

事業主体：中札内村

事業期間：平成28年1月1日～

<小規模起業支援事業補助金>

農畜産物の加工・製造・販売を行うための起業に要する経費の一部を助成する。

事業主体：中札内村

事業期間：平成28年1月1日～

(8) 広尾郡大樹町

<起業家等支援事業>

個人、団体及び小規模起業家で事業所店舗等の建設及び改装費、設備・備品購入費、外構工事費、看板設置費の一部を補助する。

事業主体：大樹町

事業期間：平成28年1月1日～

<空き店舗等取得支援事業>

店舗、工場、事業所、事務所等として営業を休止してから概ね3か月を経過した店舗物件等の取得費の一部を補助する。

事業主体：大樹町

事業期間：平成28年1月1日～

<空き店舗等活用支援事業>

店舗、工場、事業所、事務所等として営業を休止してから概ね6か月を経過した店舗物件等の借入費の一部を補助する。

事業主体：大樹町

事業期間：平成28年1月1日～

(9) 広尾郡広尾町

<起業家等支援補助金>

広尾町において新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者に補助する。

事業主体：広尾町

事業期間：平成28年1月1日～

(10) 中川郡本別町

<起業家等支援奨励金>

本別町において新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者に関して補助する。

事業主体：本別町

事業期間：平成28年1月1日～

(11) 足寄郡足寄町

<産業振興補助金>

町内で農林水産業、商工業事業を起業しようとする者で、かつ地域に密着した事業に取り組む者を対象に、経費への支援及び助成する。

事業主体：足寄町

事業期間：平成28年1月1日～

(12) 足寄郡陸別町

<まちづくり補助金>

町の活性化につながる町民活動や、地域の特性を活かした新産業の創造・起業、新製品の開発・研究などにかかる経費の一部を助成する。

事業主体：陸別町

事業期間：平成 28 年 1 月 1 日～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日（5 ケ年）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

市町村毎に、産学官金労言と地域住民により構成した外部組織において、毎年度末に進捗状況や目標達成状況について報告し、検証・改善のための議論を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

支援プロセスの成果や課題等を自治体毎に毎年 3 月から 12 月に検証し、取り組みの改善につなげる

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

検証結果については各市町村の広報誌やホームページを通じて 10 月以降公表する。